

療養介護

(1) 人員に関する基準

① 従業員の員数等	<p><input type="checkbox"/> 医師 健康保険法(大正11年法律第70号)第65条第4項第1号に規定する厚生労働大臣の定める基準以上。</p> <p><input type="checkbox"/> 看護職員(看護師、准看護師、看護補助者をいう) 療養介護事業所又は療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を2で除した数以上。 * 利用者の数は前年度の平均値。新規指定の場合は推定数とする。</p> <p><input type="checkbox"/> 生活支援員 療養介護事業所又は療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を4で除した数以上。 * ただし、看護職員が常勤換算方法で、利用者の数を2で除した数以上置かれている療養介護事業所の単位については、置かれている看護職員の数から利用者の数を2で除した数を控除した数を生活支援員の数に含めることができる。</p> <p><input type="checkbox"/> 生活支援員のうち、1人以上は常勤であること。</p> <p><input type="checkbox"/> 従業者(医師、看護職員を除く)は専ら当該事業所の職務に従事する者であること。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>療養介護の単位 療養介護であってその提供が同時に複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。利用定員は20人以上とする。</p> </div>
② サービス管理責任者	<p><input type="checkbox"/> 利用者の数が60人以下 1以上。 利用者の数が61人以上 利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上。 * 利用者の数は前年度の平均値。新規指定の場合は推定数とする。</p> <p><input type="checkbox"/> 1人以上は常勤の者であること。</p> <p><input type="checkbox"/> 利用者60人の範囲であり、共同生活介護・共同生活援助・宿泊型自立訓練のサービス管理責任者又は大規模事業所加配分のサービス管理責任者の兼務。</p> <p><input type="checkbox"/> 利用者に対するサービス提供に支障がなく、他の職種を兼務(ただし、兼務した職種の常勤換算に算入不可)</p>
③ 管理者	<p><input type="checkbox"/> 医師であること。</p> <p><input type="checkbox"/> 事業所ごとに配置すること。</p> <p><input type="checkbox"/> 専ら指定に係る事業所の管理業務に従事する者であること。</p> <p><input type="checkbox"/> 療養介護事業所の管理上支障がない場合は、当該療養介護事業所の他の職務に従事し、又は当該療養介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p>

(2) 設備に関する基準

① 利用定員	<p><input type="checkbox"/> 利用定員 20人以上</p>
② 設備に関する基準	<p>(構造設備)</p> <p><input type="checkbox"/> 療養介護事業所の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものであること。</p> <p>(設備の基準)</p> <p><input type="checkbox"/> 医療法(昭和23年法律第205号)に規定する病院として必要とされる設備</p> <p><input type="checkbox"/> 多目的室その他の運営上必要な設備。</p> <p><input type="checkbox"/> これらの設備は、専ら当該療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。</p>